

新型コロナウイルス感染症にかかる 「緊急事態宣言」への対応について (9 月 30 日までの期間延長について)

保護者のみなさまには、日ごろから保育所運営にご協力をいただき、まことにありがとうございます。新型コロナウイルスへの対応についてお知らせいたします。

1. 「緊急事態宣言」への対応について

令和 3 年 7 月 3 0 日に発出され、令和 3 年 9 月 1 2 日まで延長されていた「緊急事態宣言」が令和 3 年 9 月 3 0 日まで延長となりました。

保育所は、利用者及びその家族の生活維持に必要な施設であることから、引き続き、感染防止策を徹底しつつ保育を行いますが、保護者の方が仕事を休まれるなどで、ご家庭での保育が可能な場合には、感染防止の観点から、ご家庭での保育にご協力いただきますようお願いいたします (9 月 1 日から 9 月 3 0 日まで、保育料の軽減の対象となります)。

2. 健康観察の実施及び引き続きの感染防止の徹底について

毎朝、必ず家庭にて児童及び保護者の体温を測定し、熱や風邪症状など普段と様子が違う場合は、解熱後 2 4 時間以上が経過し、症状が改善傾向となるまでお休みをしてください。保育中も同様の症状が見受けられた場合は、速やかにお迎えをお願いする場合があります。ご協力いただきますようお願いいたします。

また、保護者の皆様におかれましては、マスクの着用、手洗いの実施、三密の回避など、引き続き、感染防止の徹底をお願いします。

3. 児童の同居家族が PCR 検査を受ける場合

児童の同居家族が PCR 検査を受ける場合は、必ず保育園への報告をお願いいたします。また、可能であれば、結果が判明するまで家庭保育のご協力をお願いいたします。(保育料の軽減の対象となります)

4. 新型コロナウイルス感染者が発生した場合について

今後、当保育園において、新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合や濃厚接触者が確認された場合には、関係機関と相談のうえ、臨時休園を行う場合があります。

なお、臨時休園中はできるだけ児童の外出を控え、自宅の換気や手洗いの徹底など家庭内での感染予防とともに健康状態に留意いただきますようお願いいたします。

大阪市新型コロナ受診相談センター：(電話：06-6647-0641)

相談受付時間：24 時間 ※各区保健福祉センターでも電話相談を受け付けています。

大阪府：府民向け相談窓口 (電話：06-6944-8197、FAX：06-6944-7579)

相談受付時間 9 時から 18 時まで (土曜・日曜・祝日も対応)

(参考) 大阪市HP：新型コロナウイルス感染症について (電話相談含む)

<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000490878.html>

QRコードを
ご活用ください

